



# 浦安やなぎ通り診療所

## 訪問診療のご案内



2020年5月

# 訪問診療のご案内

## 目次

1. 訪問診療とは
2. 当院の訪問診療の体制
3. 当院の訪問診療の内容
4. お申し込みの際の提出物
5. 訪問診療の流れ
6. 居宅療養管理指導サービス重要事項説明書
7. 訪問診療費の目安とお支払い方法
8. 個人情報保護について
9. 当院における個人情報利用目的

## 別添

- ①訪問診療申込書兼同意書
- ②居宅療養管理指導の同意書
- ③お支払い方法の説明書

## 1. 訪問診療とは

通院が困難になった患者さんの自宅などに訪問して、定期的に診療を行うことです。月2回の訪問診療が一般的です。

## 2. 当院の訪問診療の体制（令和2年5月現在）

当院は、対応医師が1名で、外来診療も行っているため、24時間365日診療できる在宅療養支援診療所ではありません【在宅療養支援診療所以外の訪問診療を行う診療所です】。

ケアマネージャーさんや訪問看護師さんなどと連携させていただき対応することになります。また、訪問日以外の御相談などは、電話にてその時の状況にあった診察、指示を行います。臨時往診の必要性がある場合は、往診可能な時間帯を調整し、訪問させていただきます。診療には必ず、ご家族のご同伴をお願いいたします。

### \*『在宅療養支援診療所』とは

24時間往診対応の体制を取っている診療所です。当院も今後、必要な状況になりましたら、在宅療養支援診療所への変更も検討致します。料金体系が変更になりますので、ご承知おきください。

## 3. 当院の訪問診療の内容

- 通院が困難になった患者さんの自宅に訪問して、月2回定期的に診療を行います。
- 血液検査、尿検査などは、訪問時に可能です。結果は、後日の報告になります。
- 当診療所（猫実2丁目）では、CT検査など行うことが可能です。
- その他、精密検査が必要な場合や自宅での治療が困難で入院を必要とする場合は、近隣医療機関との連携を取らせていただきます。

## 4. お申し込みの際の提出物

①訪問診療申込書兼同意書

②居宅療養管理指導の同意書

③保険証

健康保険証 介護保険証 介護保険負担割合証 高齢受給者証 各種医療証など

\*保険証が変更になった場合は、必ず医師にご提出ください

④診療情報提供書

前医からの診療情報提供書、薬剤情報など

⑤支払方法確認書

## 5. 訪問診療の流れ

### ①訪問診療のご相談

お電話にて内容をお伺いし、相談日を決定します

### ②相談日

- ・ご家族や他職種の方々との面談
- ・患者さんの現在の状態、患者さん及び、ご家族の病気に対する考えなどを伺います
- ・病気の経過などから、患者さんの御希望を実現できるような診療をご提案します
- ・当院の訪問診療の体制、訪問診療内容などをお話しさせていただきます
- ・保険証を確認し、目安の診療費などをお話しします

私たちが訪問診療可能で、患者様、及びご家族のご意向が合致した場合に訪問診療を開始していきます。

### ③訪問診療開始

原則、月2回訪問診療を行います

最初の訪問は、診療報酬上では初診+往診の扱いになり、そこで説明、同意を得て、2回目の診察から訪問診療費としての料金体系となります。

### ④同意書等書類の提出

1. 訪問診療申込兼同意書
2. 居宅療養管理指導の同意書

\*初回訪問時に、同意書をいただきます

### ⑤請求書の送付

ご請求書は、1ヶ月毎となります。毎月末締めとし、翌月20日前後に請求書を送付します。

### ⑥診療費のお支払い

・お支払い期限は、請求書が届いた月の月末まで、または、請求書が届いてから初回の訪問時をお願いいたします。

・お支払い方法は、口座振込、診療所会計窓口、または、訪問時とさせていただきます。

・訪問時は、お釣りがないようにご用意をお願いいたします。

\*初回に決めたお支払いの方法をお願いします。（変更ご希望時は、ご相談ください）

\*振込の場合、手数料は、各自ご負担をお願いいたします。

### ⑦領収書の送付

入金確認ができましたら、翌月請求書と合わせて、領収書を送付させていただきます。

## 6. 居宅療養管理指導サービス重要事項説明書

居宅療養管理指導とは、医師が、通院困難な要支援・要介護状態の利用者の居宅を、同意を得て訪問し、心身の状況や置かれている環境などを把握した上で、可能な限りその居宅において、有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理・指導・助言などを行い、利用者の療養生活の向上を図るものです。

具体的には、

- ①居宅介護支援事業者(介護支援専門員)に対する、居宅サービス計画(ケアプラン)作成などに必要な情報提供
- ②利用者、および家族などに対する、居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法などについての指導・助言、などとなっています。

### I. 事業者の概要

事業所の名称 (介護保険事業所番号)	浦安やなぎ通り診療所 (千葉県指定 ●●●●●●●●●●)
居宅介護サービスの種類	居宅療養管理指導
所在地	千葉県浦安市猫実2-13-26
電話番号	047-354-8800

### II. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護、又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保、及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### III. 事業所の職員体制 (2020年5月現在)

従業者職種、および員数	常勤医師1名、非常勤医師1名
営業日	月・火・水・金 午前9:00～12:30 午後15:00～18:30 土 午前9:00～13:00 木曜、日曜、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月30日から1月3日)、及び夏季休業(8月13日から8月15日)を除きます。

#### IV. 秘密保持

当院は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及び、そのご家族に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に開示、漏洩はいたしません。

但し、居宅介護支援事業者等との事業者間での連携が必要な場合、また事務上必要な場合を除きます。この場合個人情報の使用は、必要最小限とし、使用にあたっては、関係者以外に漏れないように注意を払います。

#### V. 利用料

##### ● 居宅療養管理指導料I（509単位 または 485単位：月2回まで）

在宅時医学総合管理料、または施設入居時等医学総合管理料を算定しない利用者の方が対象です。指導内容は、以下の①、②です。

##### ● 居宅療養管理指導料II（295単位 または 285単位：月2回まで）

在宅時医学総合管理料、または施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者の方が対象です。指導内容は、以下の①、②です。

①指定居宅介護支援事業者（ケアプラン作成）その他の事業者に対する介護サービスの策定などに必要な情報提供

②ご利用者もしくは、そのご家族などに対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法などについての指導、および助言

#### VI. 苦情・相談体制

##### ■ 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口・連絡先・担当者の設置

①相談や苦情に対する常設の窓口として担当者を設置する。

②担当者不在の場合であっても、基本的な事情について職員が対応できるように指導するとともに、担当者に内容を引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるように配慮する。

担当者：内田一好      連絡先：047-354-8800

##### ■ 円滑化つ迅速に苦情処理を行うため、処理体制および、手順

①苦情があった場合に直ちに利用者などと連絡を取り事情を聴取し、苦情の内容を把握する。

②担当者はその場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で、利用者に対応する。

③管理者は担当者、およびその他の職員を加え、苦情処理に向けた検討会を実施する。

④検討会議の結果を基に苦情処理をまとめ、管理者は速やかに具体的な対応を指示する。

⑤苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに再発防止につとめる。

#### VII. 事故発生時の対応

事業者職員が、居宅会議支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市区町村および利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じ、事業所に連絡するとともに主治医の指示に従います。



「在宅時医学総合管理料」とは

居宅で療養する患者さんに対し、同意を得て、“かかりつけ医”としての計画的な医学管理の下に、月1回以上の定期的な訪問診療を実施する場合、1ヶ月単位で算定するものです。算定するには、地方厚生局への届出が必要になります。

「居宅療養管理指導」とは

居宅療養管理指導とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、具体的には、従来の医療保険での往診・訪問診療に加えて、次のことを行います。

(1) 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）へ、居宅サービス計画の作成などに必要な情報を提供します。

(2) 要介護者、または家族の方へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言などを行います。

(3) その他、療養上必要な事項についての指導・助言などを行います。訪問診療は、医療を主目的としていますので『医療保険』を適用してのご利用になる一方で、居宅療養管理指導は、介護的観点からのサービスになるので、『介護保険』を適用してのサービスとなります。

この指導の目的は、加齢や病気によって日常生活が不自由になった方に対して、医療の専門知識を持った医師が、訪問診療にて実施する疾病の治療や経過の継続的観察を基に、介護においてできる限り快適な生活を送ることができるようなサービスを患者さんに提供できるように、援助・助言を行うものです。

分類	項目	点数	備考
在宅料	在宅患者訪問診療料	888	定期訪問診療時に算定
	在宅時医学総合管理料 (在宅支援診療所以外)	2750	定期訪問(月2回以上)診療時に月1回算定
	頻回訪問加算	600	病気の状態により月4回以上の診療時に月1回加算
	在宅以降早期加算	100	退院後1年以内で、医学総合管理料を算定した月から月1回3ヶ月間算定
	在宅自己注射指導管理料	650～ 2240	対象患者に月1回算定
	往診料	720	定期訪問以外での訪問診察
	夜間往診・休日往診	2320	6～8時、18時30分～22時、及び休診日
	深夜往診	3320	22時から翌朝6時まで
診察料	初診料	288	初診時に算定
	再診料、または電話再診料 (明細書発行等体制加算含む)	74	診療内容により算定(往診時にも算定)
	再診料、または電話再診料(時間外)	139	6～9時、18時30分～22時に算定
	再診料、または電話再診料(休日)	264	日曜、祝日に算定
	再診料、または電話再診料(深夜)	494	22時から翌朝6時まで
医学管理料	特定疾患療養管理料	225	対象患者に、継続診療時 月2回まで算定 ▲在宅時医学総合管理料に包括
検査料	各種検査	出来高	各種検査時に所定点数を算定
注射料	各種注射	出来高	各種注射により所定点数を算定
処置料	各種処置	出来高	各種処置によりに所定点数を算定
処方箋料	処方箋料(後発品含む)	68	処方箋発行時に算定 ▲在宅時医学総合管理料に包括
	特定疾患処方管理加算1	18	特定疾患対象患者に処方した場合に月2回まで算定 ▲在宅時医学総合管理料に包括
	特定疾患処方管理加算2	66	特定疾患対象患者に28日以上処方した場合に月1回算定
情報提供料	診療情報提供書(医療機関、薬局など)	120～ 300	他の専門医療機関や訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定
文書料	診断書	料金設定あり	
	オムツ証明書	料金設定あり	
予防接種	各種予防接種	自費	予防接種の種類により、料金設定 一部に自治体の補助あり

上記点数は、2020年4月現在、厚労省が定める診療報酬体系に基づく料金の目安です。また、改定される場合があります。上記以外にも、状態により訪問診療に伴う加算が発生する場合があります。

1日単位で所定点数を加算し、10倍にしたものに負担割合を乗じ、1桁目を四捨五入

## 8. 当院における個人情報の保護について

当院が皆様の個人情報を収集する場合、診療・看護および皆様の医療に関わる範囲でのみ行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を予めお知らせし、ご了承を得た上で実施いたします。

また当院は、皆様の個人情報について、正確かつ最新の状態を保ち、皆様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんまたは皆様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

## 9. 当院における個人情報利用目的

- 医療提供
    1. 当院での医療サービスの提供
    2. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
    3. 他の医療機関等からの照会への回答
    4. 患者様の診療のため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
    5. 検体検査業務の委託、その他の業務委託
    6. ご家族様等への病状説明
    7. その他、患者様への医療提供に関する利用
  - 診療費請求のための事務
    1. 当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務、及びその委託
    2. 審査支払期間へのレセプトの提出
    3. 審査支払期間保険者からの照会への回答
    4. 公費負担医療に関する行政機関などへの提出、照会への回答
    5. その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する診療費請求のための利用
  - 当院での管理・運営業務
    1. 会計・経理
    2. 医療事故等の報告
    3. 当該患者様の医療サービスの向上
    4. その他、当院の管理運営業務に関する利用
  - その他
    1. 企業から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
    2. 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談届出等
    3. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
    4. 当院内において行われる医療実習への協力
    5. 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
    6. 外部捜査機関への情報提供
- 上記のうち他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。 連絡先：浦安やなぎ通り診療所 047-354-8800
  - お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。
  - これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。